



# 島根県報

平成30年8月31日（金）

号外 第 114 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第594号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 8 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	布部安来線	安来市広瀬町布部2138番9地先から同地先まで	前	メートル 4.60～ 9.00	メートル 33.40	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	7.30～ 11.10	33.40		
〃	邑南美郷線	邑智郡邑南町下口羽3116番1地先から同3128番8地先まで	前	4.10～ 12.50	299.00	県央県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	5.00～ 70.70	299.00		

## 島根県告示第595号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	邑南美郷線	邑智郡邑南町下口羽3116番1地先から同3128番8地先まで	メートル 299.00	平成30年 8月31日	県央県土整備事務所	